No.９

令和４年（３月）

第１回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第　１　号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１１号)）	財　政　課	１
第１５号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例	庶　務　課	１３
第１６号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	１４
第１７号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	１５
第１８号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	１６
第１９号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例	教育総務課	１８
第２０号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	経　営　課	１９
第２１号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	警　防　課	２０
第２２号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保険年金課	２１
第２３号	熊谷市めぬま物産センター条例を廃止する条例	妻沼行政センター	２４
第２４号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	安心安全課	２５
第２５号	市道路線の認定について	管　理　課	２７
第２６号	市道路線の廃止について	管　理　課	２９

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１月７日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１１号）

令和３年度熊谷市の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，２６０，４３４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３，５６６，６３７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

令和４年１月７日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		15,217,169	2,260,434	17,477,603
	2 国庫補助金	4,999,801	2,260,434	7,260,235
歳入合計		71,306,203	2,260,434	73,566,637

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3　民生費		33,416,319	2,257,640	35,673,959
	1　社会福祉費	14,212,569	2,257,640	16,470,209
7　商工費		2,261,844	2,794	2,264,638
	1　商工費	2,261,844	2,794	2,264,638
歳　出　合　計		71,306,203	2,260,434	73,566,637

第２表　債務負担行為補正

（追加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
マイナポイント利用支援業務委託	令和４年度	１０，９７４千円

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	15,217,169	2,260,434	17,477,603
歳　　入　　合　　計	71,306,203	2,260,434	73,566,637

総　括

（歳　　出）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	33,416,319	2,257,640	35,673,959	2,257,640	0	0	0
7　商工費	2,261,844	2,794	2,264,638	2,794	0	0	0
歳　出　合　計	71,306,203	2,260,434	73,566,637	2,260,434	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　2,260,434

第　2項 国庫補助金　　2,260,434

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	3,813,537	2,257,640	6,071,177	1 社会福祉費補助金	2,257,640	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金（補助率　10/10） 2,257,640
13 商工費国庫補助金	0	2,794	2,794	1 商工費補助金	2,794	マイナポイント事業費補助金　（補助率　10/10） 2,794
計	4,999,801	2,260,434	7,260,235			

3　歳　出

第　3款 民生費　　2,257,640

第　1項 社会福祉費　　2,257,640

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	11,066,586	2,257,640	13,324,226	2,257,640	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬	2,045
									8 旅費	費用弁償	36
								○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	8,940
									10 需用費	消耗品費	1,453
										印刷費	226
									11 役務費	郵便料	5,611
										情報通信費	59
										手数料	2,568
									12 委託料	委託料	23,363
									13 使用料及び賃借料	借上料	110
										事務機器借上料	510
										情報機器借上料	2,719
									18 負担金、補助及び交付金	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	2,210,000
計	14,212,569	2,257,640	16,470,209	2,257,640	0	0	0				

第　7款 商工費　　2,794

第　1項 商工費　　2,794

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	1,745,252	2,794	1,748,046	2,794	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 259
									8 旅費	費用弁償 7
								○ マイナポイント利用支援事業	10 需用費	印刷費 867
									12 委託料	委託料 1,547
									13 使用料及び賃借料	使用料 114
計	2,261,844	2,794	2,264,638	2,794	0	0	0			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書　　（単位　千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他	
マイナポイント利用支援業務委託	10,974		0	令和４年度	10,974	10,974	0	0	0

議案第１５号

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例

熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「ほか、」の次に「実施機関が公表し、若しくは提供している行政情報（その写しを含む。）又は」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前になされた第６条第１項の規定による公開の請求に係る第２条第２号の行政情報については、改正後の第１７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

情報公開制度による公開の請求を要することなく公開することができる行政情報の範囲を拡大したいので、この案を提出するものであります。

議案第１６号

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項中第２２号を第２３号とし、第１４号から第２１号までを１号ずつ繰り下げ、第１３号の次に次の１号を加える。

⑭　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内において必要と認める期間

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

不妊治療に係る通院等のための特別休暇を新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第１７号

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア中㋐を削り、㋑を㋐とし、㋒を㋑とする。

第１８条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条第３号アの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に育児休業をする職員について適用し、施行日前に育児休業をする職員については、なお従前の例による。

３　改正後の第１８条第２号の規定は、施行日以後に部分休業をする職員について適用し、施行日前に部分休業をする職員については、なお従前の例による。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和したいので、この案を提出するものであります。

議案第１８号

熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第４条第６項中「日に、」の次に「その者の同日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第７項中「期間の全部を良好な成績で勤務した」を「人事評価の結果が良好な」に改める。

第８条の３第１項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１万６，０００円を超える家賃（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（市から宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第２項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項各号を次のように改める。

⑴　月額２万７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１万６，０００円を控除した額

⑵　月額２万７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２万７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万７，０００円を超えるときは、１万７，０００円）に１万１，０００円を加算した額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第８条の３第１項第２号に掲げる職員に該当する職員については、同条の規定は、この条例の施行の日から令和７年３月３１

日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる期間における同条第２項第２号の規定の適用については、同号中「４，５００円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「７，０００円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで	３，０００円	５，０００円
令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで	１，５００円	３，０００円

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

職員の昇給を人事評価の結果等に応じて行うとともに、自ら所有する住宅等に居住する職員の住居手当を廃止したいので、この案を提案するものであります。

議案第１９号

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

熊谷市入学準備金貸付条例（平成１７年条例第９９号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「満２０歳」を「満１８歳」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条第２号の規定は、この条例の施行の日以後に立てる保証人について適用し、同日前に立てた保証人については、なお従前の例による。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「民法」の一部改正に伴い、入学準備金の貸付けに係る保証人の年齢要件の引下げを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２０号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）の一部を次のように改正する。

第５条の３中「次に掲げる」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の」に改め、同条各号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第５条の３第２号に掲げる職員に該当する職員については、同条の規定は、この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間、なおその効力を有する。この場合における住居手当の支給については、一般職職員の例による。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

自ら所有する住宅等に居住する職員の住居手当を廃止したいので、この案を提案するものであります。

議案第２１号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書を削る。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」の一部改正に伴い、損害補償を受ける権利に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２２号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し及び第５条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第６条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第１３条第１項中「同条」を「その減額後」に改める。

第２２条第１号中「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第２号中「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第３号中「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の１項を加える。

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　３，９００円

イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　６，５００円

ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１０，４００円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１３，０００円

⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　１，８００円

イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，０００円

ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　４，８００円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，０００円

第２２条の２中「前条の」を「前条第１項の」に、「前条第１号」を「前条第１項第１号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に、「」とする」を「及び」とする」に改める。

附則第６項中「第２２条」を「第２２条第１項」に、「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改める。

附則第７項、第８項及び第１０項から第１７項までの規定中「第２２条」を「第２２条第１項」に改める。

附則第１８項中「附則第４４条の２第４項及び第５項」を「附則第４４条の２第８項及び第９項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３条の見出し、第５条の見出し、第６条、第１３条第１項並びに第２２条第１号ア、第２号ア及び第３号アの改正規定、第２２条の２の改正規定（「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に、「」とする」を「及び」とする」に改める部分に限る。）並びに附則第１８項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２２条第２項の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」等の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第２３号

熊谷市めぬま物産センター条例を廃止する条例

熊谷市めぬま物産センター条例（平成１７年条例第１９６号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月２９日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前までの熊谷市めぬま物産センターの利用に係る使用料については、廃止前の熊谷市めぬま物産センター条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市めぬま物産センターを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第２４号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年指令市第７４５号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２第４条第１号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附　則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

議案第２５号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　80569　号線	久下字内荊原１００番１地先 久下字内荊原１０１番１０地先	
2	市道　江南7378　号線	押切字鍋山２６５２番１地先 押切字鍋山２６５２番１６地先	
3	市道　江南7379　号線	押切字鍋山２６５２番１地先 押切字鍋山２６５２番１２地先	

議案第２６号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　10293　号線	代字本代１１２４番１地先	
		代字本代１１３３番地先	
2	市道　妻沼2058　号線	妻沼台字城ノ内１８６番地先	
		妻沼台字城ノ内１８７番１地先	